

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当 (06-6539-3346)
処分課（担当）名	大阪城パークマネジメント共同事業体（指定管理者）
処分の名称	大阪市立大阪城音楽堂の使用許可取消し
概要	大阪市立大阪城音楽堂を使用するにあたり、使用許可を取消す場合を示すものです。
根拠法令等 及び条項	大阪市立音楽堂条例（昭和25年4月1日条例第34号）第8条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	<p>◎次の各号のいずれかに該当する場合、音楽堂の使用許可を取消すことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき (2) 建物又は付属設備を損傷するおそれがあるとき (3) 管理上の支障があるとき (4) 音量について音楽堂が定めた一定値を守る意思がないとき (5) 使用許可の申請に偽りがあったとき (6) 許可の条件に違反したとき (7) 使用の権利を譲渡したり転貸したとき (8) 音楽堂条例及び同規則又はこれに基づく指示に違反したとき <p>上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより施設の実情に応じて不相当とされる場合があります。</p> <p>〈参考〉 ・大阪市立音楽堂条例（抄） （使用許可の取消し等）</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退場を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 偽りその他不正の手段により第6条の許可（以下「使用許可」という。）を受けたとき (2) この条例に違反し、又はこの条例に基づく規定若しくは指示に従わないとき (3) 前条各号に定める事由が発生したとき
ホームページ	https://www.osakacastlepark.jp/ongakudo/
備考	